

2011年3月期の業績見通し

2010年4月1日～2011年3月31日

当期の見通し

- 上半期（第1、第2四半期）は需要回復により当初見込みよりも増収となり、費用面でもコスト削減を計画以上に進めることができた結果、前年同期に比べ大幅な増収増益となりました。
- 下半期（第3四半期以降）につきましては、引き続き需要は堅調に推移していますが、世界的な景気の下振れやわが国経済のデフレ懸念等の不透明感があります。
- こうした環境下、当社は引き続き競争力強化、需要喚起に努め、羽田空港拡張というビジネスチャンス を最大限生かすとともに、費用面についてもコスト構造改革を継続してまいります。
- 上半期実績および下半期見通しを踏まえ、当期（2011年3月期）の業績予想を右表の通り見直しました。

2011年3月期予想

（単位：億円）

	4月30日発表の 当初見通し	10月29日発表の 修正見通し	増減額
営業収入	13,600	13,770	+170
航空運送事業	12,190	12,360	+170
営業費用	13,180	13,070	△ 110
航空運送事業	11,805	11,715	△ 90
営業利益	420	700	+280
航空運送事業	385	645	+260
経常利益	130	370	+240
当期純利益	50	60	+10
配当（円/1株当たり）	1円	1円	—

※1 上記を算出するに当たっては、下半期の米ドル円為替レートを90円、航空燃油費の一指標であるドバイ原油の市場価格を1バレル当たり80米ドル、シンガポール・ケロシンを1バレル当たり90米ドルとしています。

※2 上記の予想は本報告書作成時点（11月1日）において入手可能な情報および将来の業績に影響を与える不確実な要因に係る本報告書作成時点における仮定を前提としています。実際の業績は、今後、さまざまな要因によって大きく異なる可能性があります。

国際線貨物・旅客運賃等に係る米国司法省との合意、 および国際線貨物運賃等に係る集団民事訴訟への和解について

当社は、2006年2月以降、米国司法省より提起されていた米国・太平洋路線貨物・旅客運賃・料金に係る価格調整等の容疑に関し、本年10月29日付で司法取引に合意し、7,300万米ドル（約61億円）を支払うことといたしました。

また、米国の貨物運送業者等より提起されていたクラスアクション（集団民事訴訟）について1,040万米ドル（約8億円）を支払うことで和解いたしました。

本件に伴い、当第2四半期決算において、69億円を

「独禁法関連引当金繰入額」として特別損失に計上いたしました。

当社はこれまで米国司法省による調査に全面的に協力してきましたが、諸般の事情を総合的に勘案し、このたびの判断に至りました。

この事態を重く受け止め、コンプライアンス体制のより一層の充実・推進を図り、独占禁止法を含む関係諸法規の遵守に努めてまいるとともに、特別損失の計上に至ったことに鑑み、関係役職員の処分を実施いたしました。